

令和8年度

令和8年4月発行

# 市民相談のご案内

平塚市 市民情報・相談課  
(本館5階516窓口)

☎ 0463-21-8764



日常の暮らしの中での困りごとや問題を解決する際の一助として、無料相談を行っています。専門家による法律の一般的な説明や助言などにより、相談者ご自身が問題を解決する際の参考にしていただくものです。相談に関する注意事項等は裏面をご覧ください。各相談の開催日時は変更する場合があります。

予約	相談名	主な相談内容	相談員	相談開催日時
要 予約	1 市民生活相談	相続や離婚など日常生活における一般的な相談 (例.「相続が発生したが、何から始めたらよいかわからない。」、「離婚を切り出されたが、どうしたらよい?」) ※より専門的な判断が必要な場合には、各種専門家の相談をご案内します。 ※予約が必要ですが、ご来庁時に空きがあれば当日でも相談可能な場合もあります。	市民生活相談員 (市職員)	毎週 月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 受付は終了時間 30 分前まで
	2 弁護士相談	相続や離婚におけるトラブルなど、暮らしの中で生じる困りごとに関わる法律相談 ※法律問題全般における法的助言を行います。	弁護士	毎週 水・木 13:00～16:00
	3 税務相談	相続税、贈与税や所得税など税に関する相談	税理士	毎月 第4金 13:00～16:00
	4 司法書士相談	不動産の登記手続(相続・贈与による所有権移転など)や家賃の供託手続などの相談	司法書士	毎月 第2金 13:00～16:00
	5 行政書士相談	相続手続きや遺言書の作成、成年後見制度や各種契約書の作成、その他日常生活の一般的な手続きに関する相談 ※予約が必要ですが、状況により、当日でも相談可能な場合もあります。	行政書士	毎月 第3・5金 13:00～16:00
	6 多重債務相談	借金問題に関する相談	法務大臣認定司法書士	毎月 第2火 13:00～16:00
	7 不動産相談	不動産の相場、不動産売買、賃貸、借地・家賃・更新料などのトラブル、相隣関係、補償問題など不動産全般の相談	(公社)神奈川県宅建物取引業協会(第1週) 不動産鑑定士(第3週)	毎月 第1・3金 13:00～16:00
	8 分譲マンション管理相談	管理組合運営等の相談(総会・理事会運営・管理規約等)、大規模修繕工事の相談(工事の進め方、業者の選定等)、マンション生活上の相談(ペット・生活騒音・相隣関係等)	マンション管理士	毎月 第4月 13:00～16:00
	9 住宅(新築・リフォーム)相談	住まいの新築、増改築、修理などの相談	湘央建設組合員	毎月 第3火 13:00～16:00

要 予 約	10 測量・境界相 談	土地や建物についての表題登記、境界確定などの相談	土地家屋調査士	偶数月 第3月 13:00～16:00
	11 社労士相談	年金や社会保険、労務などの相談	社会保険労務士	偶数月 第2月 13:00～16:00
予 約 不 要	12 行政相談	国の行政活動全般に関するご意見やご提案、苦情等	行政相談委員 (総務大臣が委嘱した民間有識者)	毎月 第1月 13:00～16:00 受付は終了時間 30分前まで
注 意 事 項	<p>■対 象 者 平塚市内に在住・在勤・在学の方を対象として実施しています。個人事業主や法人は対象外です。 相談内容が次の事項に該当する場合には、市民情報・相談課で実施する相談をご利用いただくことはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一案件の繰り返しの相談 ・他の専門家に依頼済みのもの ・裁判所で審理中であるもの ・個人事業主や法人等による経営上の相談</li> <li>・他に適切な相談機関があるもの ・内容が虚偽であることが明らかなもの ・市政に対する相談や要望等 ・その他市民相談の目的に明らかに反するもの</li> </ul> <p>■相 談 内 容 書類の作成や相談者が作成した書類のチェック等はできません。相談内容については、秘密を守り、一切公表しません。</p> <p>■ご 予 約 市民情報・相談課宛てにお電話をいただくか、市役所本館5階516番窓口でお手続きください。相談日の属する月の前月1日（休庁日の場合は翌開庁日）の8時30分から先着順に受け付けます。予約の際に相談したい内容（例、「相続のこと」、「離婚のこと」など）をお聞きます。 「弁護士相談」でオンライン実施ができる枠を設けていますので、希望の場合は予約の際にお申し出ください。</p> <p>■相 談 時 間 多重債務及び社労士相談:35分以内 不動産、分譲マンション管理、住宅(新築・リフォーム)、測量・境界及び行政相談:40分以内 その他の相談:30分以内</p> <p>■相 談 日 当日 予約時間の5分前に市役所5階516番窓口へご来庁ください（オンライン相談を除く）。相談の内容を録画・録音することをご遠慮ください。 相談中であっても、相談員や他の来庁者への迷惑行為があった際は、退室いただくこととし、以降の相談を断らせていただく場合があります。</p> <p>■キャンセル 予約をキャンセルする場合は、必ず事前にご連絡ください。 市民情報・相談課 ☎ 0463-21-8764</p>			

平塚市 消費生活センター（本館5階517窓口） ☎ 0463-21-7530

予 約 不 要	13 消費生活相談	商品やサービス、契約等のトラブルに関する相談 相談は面談でも電話でも行っています。	消費生活相談員	毎週 月～金 9:30～16:00
------------------	-----------	--	---------	----------------------

次の相談等は、それぞれの2次元コードから内容等をご確認ください。

14 子育て・子ども・  
青少年に関する相談

平塚市子育てガイド  
「くすくす」参照

☎「くすくす」に記載



15 健康・福祉に関する相談

「福祉やこころの健康な  
どのご相談」参照

福祉総務課 ☎21-8779



16 女性のための相談

家族関係やDVなど、女  
性が抱える様々な問題、  
悩みに関する相談

女性のための相談窓口 ☎21-9611



17 人権相談

家庭内や隣近所、職場で  
の差別や嫌がらせなどの  
人権に関する相談

人権・男女共同参画課 ☎21-9861



18 外国籍市民相談

市役所での手続きや日常  
生活で困ったことの相談

文化・交流課 ☎25-2520



19 就労相談

就労に関する相談  
(職業のあっせんを除く。)

産業振興課 ☎21-9758



20 高齢者フレイル相談

高齢者のフレイル（虚弱）  
などの健康に関する相談

保険年金課 ☎72-7266

